

4 保健医療サービスの推進 1（保健指導等）

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、地域の特性や市民のニーズを把握し、きめ細かな保健サービスを提供するため、保健福祉事業や訪問指導等により、専門的な技術的援助及び保健指導を行う。

結核、感染症、エイズ、精神障害、難病等の複雑かつ多様な問題を抱える市民に対しても、健康相談等の各種保健サービスを提供する。

原爆被爆者については、健康上特別な状態におかれていることから健康診断等を実施していく。

さらに、高齢化、疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まり等に伴い住民のニーズが保健・医療・福祉を通じた総合的なものとなる中で、個々の住民にとって適切なサービスを総合的に提供するための調整機能を充実させる。

(1) 保健サービスの提供

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域保健法 健康増進法	保健予防課 感染症予防グループ 保健対策グループ
	健康増進課 健康づくりグループ 健康診査グループ 保健センター
	上河内地域自治センター 保健福祉課 河内地域自治センター 保健福祉課 平石・富屋・姿川地区市民センター 保健福祉グループ
	保健福祉総務課 総合相談担当

① 保健師の活動の変遷

- 昭和29年 国民健康保険事業の開始に伴い保健婦が採用され、市保健婦活動を開始した。7月に国民健康保険被保険者及び家族に対して訪問指導を開始した。
- 昭和30年 急性伝染病や結核予防対策と家族計画指導等母子保健対策を主に活動を行う。
- ～40年代 昭和45年度から、全市民を対象に地区担当制による訪問を行った。
- 昭和50年代 急性伝染病や結核が減少し、慢性疾患やがん予防を主とする成人保健対策を主体とする活動を行う。
- 昭和58年 老人保健法が施行され、成人保健対策は老人保健法のもとに実施となる。
- 平成2年 「宇都宮市保健センター」開設
保健師の所属が保健指導係1係から、母子保健係、成人保健係、保健センターの3係体制となる。
- 平成4年 在宅寝たきり者及び痴呆性老人訪問指導事業に対して専任保健師体制をとる。
- 平成6年 地区ブロック体制を取り入れる。
- 平成8年 中核市の指定に伴い市保健所が設置され、保健所保健師業務が市保健師4名、県より派遣の保健師4名でスタートする。
市保健所設置に伴い、3歳児健康診査を実施する。
- 平成9年 母子保健法の改正により、母子保健事業の実施主体が市町村になる。
母子保健事業を保健所と健康課で担当して実施する。
- 平成10年 母子保健事業を一貫して健康課で実施することとなる。
在宅寝たきり者及び痴呆性老人訪問指導事業が高齢福祉課在宅福祉係に移管と

なる。

保健福祉総務課総合相談窓口保健師2名が配属となる。

保健と福祉の組織統合により保健福祉部となる。

平成11年 介護保険課設置により保健師が配属になる。

平成16年 保健福祉部機構改革により健康課が健康増進課となり、保健所に移る。また、保健師の地域展開により、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターへ保健師が配属となる。

平成17年 市の組織機構改革により、自治振興部が新たに設置される。保健師の配属されている平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターが自治振興部の所属となる。

平成18年 児童福祉課、障害福祉課に保健師が1名ずつ配属となる。

平成19年 上河内町、河内町との合併により、自治振興部の上河内地域自治センター河内地域自治センターに保健師が配属となる。

「子ども発達センター」開設

平成20年 市の組織機構改革により、子ども部が新たに設置される。

健康増進課の子どもの事業が、子ども家庭課所属となり、保健師の配置も児童福祉課に配属されていた保健師とあわせて6名が配置される。

子ども発達センターが保健福祉部から子ども部の所属となる。

平成23年 子ども家庭課内に虐待予防の観点から「子ども家庭課支援室」が設置される。

② 保健師の活動の実績【保健師活動調査：保健福祉事業年報より】

ア 活動時間（単位）

※ 時間は4時間を1単位として計上

種別	項目	健康相談	健康診査	健康教育	デイケア	地区組織活動	予防接種	合計
平成20年度	母子	5,083	224	234			67	5,608
	成人・老人	332		210		474		1,016
	歯科		19					19
	感染症	363	218	15				596
	精神	666		24		49		739
	難病	116						116
	その他	19						19
	計	6,579	461	483		523	67	8,113
平成21年度	母子	4,036	224	259			67	4,586
	成人・老人	303		193		616		1,112
	歯科		19					19
	感染症	1,466	190	42				1,698
	精神	744		34		74		852
	難病	91						
	その他							
	計	6,640	433	528		690	67	8,385

イ 参加延人数

種別	項目	健康相談	健康診査	健康教育	デイケア	地区組織活動	予防接種	合計
平成 20 年度	母子	10,836	9,732	9,488			9,517	39,573
	成人・老人	1,489		4,977		34,914		41,380
	歯科		12,714					12,714
	感染症	2,429	830	2,025				5,284
	精神	1,238		2,600		201		4,039
	難病	296						296
	その他	120				455		574
	計	16,408	23,276	19,090		35,570	9,517	103,860
平成 21 年度	母子	13,797	9,449	10,557			9,277	41,327
	成人・老人	1,972		5,525		31,111		38,608
	歯科		9,486					9,486
	感染症	4,972	622	3,055				8,649
	精神	1,575		2,646		241		4,462
	難病	327						327
	その他							
	計	20,890	19,557	21,783		31,352	9,277	102,859
平成 22 年度	母子	18,621	9,308	8,049			8,274	44,252
	成人・老人	3,245		4,625		30,416		38,286
	歯科		10,339					10,339
	感染症	2,524	844	2,715				6,083
	精神	2,225		3,055		264		5,544
	難病	260						260
	その他							
	計	26,875	20,491	18,444		30,680	8,274	104,764

ウ 従事保健師数

種別	項目	健康相談	健康診査	健康教育	デイケア	地区組織活動	予防接種	合計
平成 20 年度	母子	3,485	919	426			43	4,873
	成人・老人	224		253		612		1,089
	歯科		26					26
	感染症	364	220	28				612
	精神	512		52		52		616
	難病	102						102
	その他	10				21		31
	計	4,697	1,165	759		685	43	7,349

平成21年度	母子	2,887	897	320		55	4,159
	成人・老人	208		244		618	1,070
	歯科		28				28
	感染症	1,043	190	51			1,284
	精神	601		55		45	701
	難病	74					74
	その他						
	計	4,814	1,115	670		663	55

※ 平成22年度より保健師活動調査の方法が変更となったため、ア 活動時間・ウ 従事保健師数については集計していない。

③ 訪問指導実施状況

ア 年度別訪問指導状況

年度	訪問時間 (実施回数)	訪問件数	訪問世帯数	不在・不明 件数	実働 保健師数	保健師数
平成20年	6,488時間 (1,622単位)	1,967	1,793	233	38.0人	42人
平成21年	6,968時間 (1,742単位)	2,169	1,983	310	40.1人	42人
平成22年	8,080時間 (2,020単位)	2,479	2,206			

イ 年度別訪問指導種別

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	生活習慣病	その他の 疾患	心身 障がい	妊婦	産婦	低体重児	新生児	乳児	幼児	その他	計
H20	11	380	296	31	21	50	10	42	39	80	16	9	192	638	152	1,967
H21	51	355	355	35	30	72	39	57	33	133	17	15	247	579	152	2,170
H22	16	429	331	97	20	72	4	66	28	123	19	26	230	649	369	2,479

ウ 電話相談の実施状況(延人数) (※子ども総合相談を含む)

※H20年度より子育てホットラインから名称変更

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H20	393	343	880	60	53	165	304	130	1,012	1,407	230	4,977
H21	3,221	339	1,148	36	52	293	398	239	1,988	2,382	414	10,510
H22	237	535	1,817	103	74	526	463	184	2,716	3,521	424	10,600

エ 面接相談の実施状況（延人員）

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H20	0	66	148	79	0	6	14	10	32	150	24	529
H21	0	27	262	46	0	20	6	32	40	144	54	631
H22	0	81	265	82	4	37	19	16	34	144	45	727

- ④ 平成22年度 栃木県保健師活動調査（6月・10月）実績
次項のとおり

保健師活動領域調査(6月活動調査)

		直接サービス											間接サービス				その他					実働時間 合計	時間外勤務 一日の勤務時間数 が 8時間を超過した値				
		保 健 福 祉 事 業											地区管理		コーディネート (会議・会議以外)		教育・研修		業務 管理	業務 連絡 ・ 事務	研修 参加			その他			
		家庭 訪問	件 数 (実) (延)		保健 指導	健康 相談	健康 診査	健康 教育	デイ ケア	機能 訓練	地区 組織 活動	予防 接種	その他	調査・ 研究	地区 管理	個別	地域	研修 企画							人材育 成・実 習指導		
宇都宮市	実働時間	1040	240	246	719	1608	991	640	4	0	437	28	514	90	772	440	474	394	124	160	1449	2553	251	857	13071	53	
	①精神	73	20	21	92	137	0	65	4																		371
	②難病	150	45	41	15	56	0	0	0																		221
	③感染症	79	26	26	25	49	238	14	0																		405
	④母子	526	120	124	433	1059	439	258	0																		2715
	⑤成人	17	10	9	27	83	248	189	0																		564
	⑥介護保険	10	3	3	9	33	0	6	0																		58
	⑦児童福祉	6	3	3	45	3	0	2	0																		56
	⑧障害福祉	4	1	0	1	23	0	0	0																		28
	⑨高齢福祉	26	5	7	5	41	0	33	0																		105
土・日	実働時間(時間外)	13	1	0	4	7	0	21	0	0	9	0	32	0	0	28	5	0	3	1	5	0	3	15	141	141	
総 計		1053	241	246	723	1615	991	661	4	0	446	28	546	90	772	468	479	394	127	161	1454	2553	254	872	13484	1191	
1人あたりの平均時間数 及び平均件数/月		13.5	3.1	3.2	9.3	20.7	12.7	8.5	0.1	0.0	5.7	0.4	7.0	1.2	9.9	6.0	6.1	5.1	1.6	2.1	18.6	32.7	3.3	11.2	172.9	15.3	

保 健 師 数	常 勤	64人
	非常勤	9人
	産休代替	5人/6人

活 動 量	① 6月の平均勤務日数(平日)	21.6	日
	② 6月の平均実働時間数	172.9	時間
	③ 6月の休日平均実働時間数	15.3	時間

※産休代替が、1名看護師の採用であった。

保健師活動領域調査(10月活動調査)

		直接サービス												間接サービス				その他					実働時間 合計	時間外勤務 一日の勤務時間数 が 8時間を超過した値				
		保健福祉事業												地区管理		コーディネート (会議・会議以外)		教育・研修		業務 管理	業務 連絡 ・ 事務	研修 参加			その他			
		家庭 訪問	件数 (実) (延)		保健 指導	健康 相談	健康 診査	健康 教育	デイ ケア	機能 訓練	地区 組織 活動	予防 接種	その他	調査・ 研究	地区 管理	個別	地域	研修 企画	人材育 成・実 習指導									
宇都宮市	実働時間	710	166	185	563	1488	768	457	7	3	406	28	72	91	854	405	280	139	106	265	1304	2987	385	783	11821	53		
	①精神	118	26	26	66	261	8	20	4																			477
	②難病	6	1	1	2	34	0	22	0																			64
	③感染症	45	19	13	13	71	46	23	0																			198
	④母子	316	67	81	378	720	396	162	0																			1972
	⑤成人	27	9	10	15	128	200	83	0																			453
	⑥介護保険	3	0	1	0	15	0	7	0																			25
	⑦児童福祉	56	18	28	20	0	0	6	0																			82
	⑧障害福祉	0	0	0	0	0	0	0	0																			0
	⑨高齢福祉	34	11	11	4	14	0	11	0																			63
土・日	実働時間(時間外)	17	0	0	5	6	9	13	0	0	29	0	40	0	1	15	2	0	0	1	42	18	0	52	248	470		
総計		727	166	185	568	1494	777	470	7	3	435	28	112	91	855	420	282	139	106	266	1346	3005	385	835	12069	1322		
1人あたりの平均時間数 及び平均件数/月		9.3	2.1	2.4	7.3	19.2	10.0	6.0	0.1	0.0	5.6	0.4	1.4	1.2	11.0	5.4	3.6	1.8	1.4	3.4	17.3	38.5	4.9	10.7	154.7	16.9		

保健師数	常勤	66人
	非常勤	9人
	産休代替	3人/4人

活動量	① 10月の平均勤務日数(平日)	19.3	日
	② 10月の平均実働時間数	154.7	時間
	③ 10月の休日平均実働時間数	16.9	時間

※産休代替が、1名看護師の採用であった。

(2) 原爆被爆者対策の実施（平成23年度予算：2,610千円 県10/10）

【事業の目的・内容】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原子爆弾被爆者に対し、健康の保持増進を図るため健康診断を実施するとともに、各種手当支給に関する受付・進達事務を行っている。また、被爆者に該当すると認められた者及び転入者に対する登録管理を実施している。

根拠法令	主管課・グループ
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	保健予防課感染症予防グループ

《実績》

① 原子爆弾被爆者の登録管理

ア 登録管理状況

区分	前年度末登録者数	新規	転入	転出	死亡	年度末登録者数
平成20年度	102	0	4	0	3	103
平成21年度	103	1	2	1	4	101
平成22年度	101	1	3	1	1	103

イ 性・年齢別登録管理状況

(平成22年度末)

区分	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
男	16	21	14	51
女	12	17	23	52
合計	28	38	37	103

② 定期健康診断実施状況

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条の規定により被爆者に対し健康診断を実施している。

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
対象者数	102	102	104	104	102	102
受診者数	36	26	32	23	35	19
要精検者数	11	3	6	2	5	1

③ 希望による健康診断実施状況

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診
対象者数	102	102	104	102	102	102
受診者数	14	24	20	25	15	16
要精検者数	7		9		7	

④ 手当申請状況（進達事務）

区 分	健康管理 手 当	保健手当	医療 特別手当	特別手当	葬祭料	介護手当
平成20年度	3	0	2	0	3	0
平成21年度	5	0	6	0	4	0
平成22年度	3	0	1	0	1	0

(3) 肝炎治療に係る医療費助成制度（県事業）

【事業の目的・内容】

市民の利便性の確保を目的に、保健所において次の申請書の受理、受給者証の交付事務等を実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
肝炎治療に係る医療費助成事業実施要領	保健予防課感染症予防グループ

【助成の対象者】

宇都宮市に住民票を置いており、医療保険各法の加入者であって、国が定める「認定基準」に該当する症状のある患者。

【助成の対象となる医療】

B型及びC型ウイルス性慢性肝炎の根治を目的としたインターフェロン製剤及びB型ウイルス性慢性肝炎の核酸アナログ製剤による治療行為が対象となる。

【助成額（公費負担額）】

毎月、医療保険各法の患者負担額のうち、世帯の市町民税（所得割）課税年額に応じた自己負担限度額（2万、1万）を除いた額が助成される。

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の場合	10,000円

《実 績》

肝炎治療に係る医療費助成制度の申請受理件数（平成23年3月31日現在）

	新規	更新	延長	変更	治療費請求	再交付	終了	合計
男	110	19	3	9	211	1	7	360
女	68	12	7	6	74	0	3	170
合計	178	31	10	15	285	1	10	530